

渉外法規部運営規程

平成19年4月1日制定

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織運営規程第12条及び第15条の規定に基づき、渉外法規部の運営について定める。

(目的)

第2条 渉外法規部は、会の渉外・法規、厚生に関する活動を推進し、技師会活動に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 渉外法規部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公益事業に関する事業
- (2) 関連団体との連携に関する事業
- (3) 臨床検査技師の啓蒙宣伝に関する事業
- (4) 関係法規に関する事業
- (5) 医療事故及び検査の苦情に関する事業
- (6) 教育機関に関する事業
- (7) 会員の待遇改善に関する事業
- (8) 無料職業紹介に関する事業

(構成)

第4条 渉外法規部は、次の部員をもって構成する。

- (1) 渉外法規部長（渉外法規担当常務理事） 1名
- (2) 渉外法規副部長（理事） 1名
- (3) 渉外法規部員 若干名

(職務)

第5条 部員は、渉外法規部を遂行するために、以下の職務を行う。

- (1) 渉外法規部長は、渉外法規部を代表し事業を統括する。
- (2) 副部長は、渉外法規部長を補佐する。
- (3) 渉外法規部員は、事業達成のため関連部門と連携して渉外法規活動を行う。

(任期)

第6条 部員の任期は2年とする。

2 部員は再任されることができる。ただし、再任は通算3期までとする。

(選任及び解任)

第7条 渉外法規部長は、常務理事の中から会長が指名する。

2 渉外法規副部長は、理事の中から渉外法規部長が任命する。

3 渉外法規部員は、理事会において役員を除く正会員より選出し、会長が委嘱する。

4 渉外法規部長及び渉外法規副部長が次の各号のいずれかに該当する場合、会長はこれを解任することができる。

- (1) 心身の障害のために職務の執行に堪えないと認めるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

5 渉外法規部員は、前項各号のいずれかに該当する場合、理事会において全理事の3分の2以上の議決により解任することができる。

(会議)

第8条 渉外法規部は、第3条の事業を行うため、必要に応じ渉外法規部会を開催する。

2 構成員は、第5条に定める役員その他、渉外法規部長が必要と認めた者とする。

3 各部員は、必要に応じて、部員以外の正会員の出席を求めることができる。

- 4 渉外法規部会は渉外法規部長が招集し、議長となる。
- 5 会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、会議の目的等を、書面又は電磁的記録により構成員に通知するものとする。ただし、緊急な事情又は構成員全員の同意がある場合はこの限りでない。
- 6 渉外法規部会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 7 渉外法規部会の議決は、出席した部員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 8 部員の代理は認めない。
- 9 その他、渉外法規部会の運営につき必要な事項は、理事会において定める。

(常務理事会の承認)

第9条 渉外法規部長は、事業の運営について審議決定をしたものにつき、常務理事会に報告してその承認を得なければならない。

(無料職業紹介事業)

第10条 第3条に定める無料職業紹介事業につき、この規程に定めのない事項については別に定める無料職業紹介事業運営細則によるものとする。

(規程の変更等)

第11条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定による。

2 この規程を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成24年4月1日 一部改正